

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から54年12月まで

3年前に父親から、「母の年金加入手続をした際に、私の国民年金加入手続も行い、母と私の保険料を納付した。」と聞いた。

母の記録は昭和49年2月から国民年金に加入し、54年12月までの期間は、保険料が納付済みとなっているのに、自分の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

国民年金保険料を納付していた父親は高齢で、申立期間当時の記憶が曖昧なため、保険料納付についてわからないが、姉も父親から保険料納付の話を知っているため記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人の前後の手帳記号番号の払出し状況から、昭和60年10月ごろと推認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと考えられるが、払出しの時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親からは、高齢のため当時の状況等を聴取できず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の姉は、父親から「申立人の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。」と供述しているものの、申立期間の国民

年金保険料の納付を裏付けるものとは考えにくい上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から48年3月まで

昭和46年8月ごろ、夫が、A市役所B支所で、私の国民年金の加入手続きをした。申立期間当時はA市C町に住んでおり、D町会から毎月集金人が来て、国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼っていた。

夫が私の国民年金保険料も一緒に支払っていたのに、夫は納付済みで、私だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月ごろに夫が国民年金の加入手続きをしたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は48年5月に国民年金に加入したことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、夫は、申立人自身が加入手続きしたと述べており、両者の主張には相違がある。

また、国民年金に加入した時点で、申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、A市では過年度保険料を収納しておらず、町内会の集金で納付することはできないため、社会保険事務所又は指定金融機関の窓口において、納付書で納付することとなるが、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたという夫は、集金以外の方法で納付したことはないとしている。

さらに、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案 125 (事案 85 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月20日から24年6月30日まで  
前回、年金記録の訂正はできないとの通知を受け取ったが、納得できないため、今回新たに思い出した当時の職場(A係、B係及びC係)の同僚の氏名を記載して提出するので、その同僚に聴取してもらえれば、はっきりと厚生年金保険の被保険者期間であったと判明するはずである。再度調査をして、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業所は既に登記簿上でも廃止され、事業主等は所在不明等で照会不能のため当時の状況は確認できないこと、申立期間当時の同僚等からの供述では、申立期間に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料の控除までは確認できないこと、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳で確認できるD株式会社における申立人の被保険者記録と、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿の被保険者記録が一致していることが確認できること、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、申立事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から今回氏名の提示があった15人の同僚のうち、既に死亡又は所在不明の10人を除く5人に対し、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答を得られた4人の供述では、申立人が申立期間当時当

該事業所で勤務していたことは推認できるものの、当該事業所における厚生年金保険加入の取扱い等についての供述は得られなかった。

また、これら 15 人の同僚のうち、申立人と同じ昭和 9 年生まれの二人（既に死亡）について申立人は、申立期間も当該事業所において勤務していたと供述しているが、当該二人は 24 年 7 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できるものの、申立期間における厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。